### 富士市における物品調達に係る指名人の選定に関する基準

#### 1 趣旨

この基準は、富士市が発注する物品の製造の請負又は買入れ(以下「物品調達」という。)に係る 指名競争入札に参加する者(以下「指名人」という。)の選定の基準について、必要な事項を定める ものとする。

### 2 選定の原則

指名人の選定は、この基準に基づく方法によることを基本として公正かつ公平に行なうとともに、 その選定経過等について客観性及び透明性を確保するものとする。

### 3 中小企業者への配慮

指名人の選定に当たっては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和 41 年 法律第 97 号)の趣旨に基づき、中小企業者の受注の確保に配慮して行なう。

# 4 指名人の選定数

指名人の選定数は、次のとおりとする。ただし、物品調達に係る業務の実情に応じて、適当と認める数とする。

## 〔業者数と見積期間〕

予定価格	業者数	見積期間
30 万円以下	2者以上	2 目以上
30 万円を超え 50 万円以下	3 者以上	3 目以上
50 万円を超え 100 万円以下	4者以上	5 目以上
100 万円を超え 500 万円以下	4者以上	7 目以上
500 万円以上	4者以上	10 日以上

## 5 指名に当たり勘案する事項

指名人の選定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に勘案する。

# (1) 地理的条件

ア 物品調達に係る業務の規模、内容等から判断して、市内に本社、本店等又は支店、営業所等を 有する者による履行が可能であると認められるときは、その者の、事業所の所在地が市内にある か否かを勘案する。

また、その事業所が本社、本店等であるか又は支店、営業所等であるかをあわせて勘案する。 イ 物品調達の発注場所又は納入場所とその者の事業所の所在地との地理的関係は、原則として勘 案しない。

## (2) 指名回数

特定のものに指名回数が偏らないよう、バランスを勘案する。

#### (3) 履行宝績

過去における同種の物品調達についての履行の実績、状況等が良好であるか否かを勘案する。

(4) 許認可等の有無契約の履行につき、法令等に基づく許可、認可等を必要とする場合は、当該許可、認可等の取得の状況を勘案する。

### (5) 技術的条件

契約の性質上、特殊技術、設備等若しくは特許、実用新案等を必要とする場合又は契約の履行後のアフターサービスを必要とする場合は、これらの保有状況、実施体制等を勘案する。

#### (6) 代理店、特約店等の状況

当該物品調達が、代理店、特約店等との取引とすることが契約上有利であると認められる場合は、当該物品の取引に係る代理店、特約店等であるか否かを勘案する。

### 6 指名しない場合

- (1) 次に掲げる場合は、指名しない。
  - ア 富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領(平成6年1月11日施行)に基づく指名 停止の期間中であるとき。
  - イ アの措置をとるために必要な調査等を行っている場合において、当該調査等に必要な期間内に あるとき。
  - ウ 事業協同組合その他の組合を指名する場合において、当該組合の構成員であるとき。
- (2) 次に掲げる場合は、その状況が改善されるまでの間、指名しない。
  - ア 物品調達に係る契約に基づく市の指示に従わない等契約の履行が不誠実であると認められる とき。
  - イ 会社更生、民事再生、破産等の手続の申請、手形交換所による取引停止処分、主要取引先から の取引停止、税の滞納等の事実があり、経営状況が不健全であると認められるとき。

### 7 適用除外

災害等の理由により緊急を要する場合、特殊な物品に係るものである場合その他特に必要があると 認められる場合は、この基準によらない物品調達の運用を行なうことができる。

### 附則

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 附則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。